

審査会における新型コロナウイルス感染症への対応

1. 審査会の非対面（オンライン等）開催等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和2年4月以降の審査会について、非対面で開催できるよう、電話又はオンラインにより参加できる環境を構築し、非常勤委員が積極的に活用している。
併せて、会議室の入出者の限定、身体的距離の確保などの感染対策も実施している。

2. モニタリング実施方法の見直し

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を一つの契機として、働き方の新しいスタイルを積極的に取り入れる観点も踏まえ、監査事務所に対する審査会のモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるようモニタリングの実施方法の見直しを行うこととした。具体的には、これまでの検査は、監査事務所に訪問し、対面の形で実施してきたが、リモート環境の整備が進んでいる大手・準大手監査法人等に対する検査については、オンライン会議の活用やデータ等へのアクセスを通じて、原則、往訪を行わない検査を実施するなど、リモート等を活用した検査方法を検討し、実施した。（関連：本編第2章6.（8）モニタリング実施方法の見直し（P25））

3. 公認会計士試験の実施・運営

（1）令和2年公認会計士試験について

- ・ 第Ⅱ回短答式試験について、令和2年5月から8月に、論文式試験について、従来3日間の日程を2日間に短縮した上で、8月から11月に変更して実施した。また、合格発表について、令和2年11月から令和3年2月に変更した。（関連：本編第3章2.（1）公認会計士試験実施日程の変更（P29））
- ・ 試験実施日程の変更に伴い、変更後の日程では受験することができない受験者については、事前申請を経た上で、受験手数料の還付を実施した（関連：本編第3章2.（2）令和2年公認会計士試験（P30））。
- ・ 一部の試験場について、受験者間の十分な距離を確保できる試験場

に変更した。

- ・ 日程変更後の試験の実施に当たっては、体調不良の受験者（発熱のある者を含む）に対して受験を控えるよう要請を行うとともに、試験場入場前の検温の実施、試験場におけるマスクの着用及び密の回避の徹底、試験室の換気等を講じた（関連：本編第3章2.（2）令和2年公認会計士試験（P30））。

（2）令和3年公認会計士試験について

- ・ 令和2年公認会計士試験の日程を変更したことに伴い、従来年2回実施している短答式試験を、令和3年5月に一本化して実施することとした（関連：本編第3章2.（1）公認会計士試験実施日程の変更（P29））。

4. 講演活動のオンライン実施

- ・ 従来の対面形式での講演が制限される中、オンライン形式も併用することにより、櫻井久勝会長・松井隆幸常勤委員等が、公認会計士の社会的役割等をテーマとした講演を大学16校、高校2校で行った（関連：本編第3章3. 公認会計士試験に係る情報発信等（P32））。

5. 国際機関との協力

- ・ 令和2（2020）年4月にスイスで開催が予定されていた監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の本会合が中止となり、代表理事会、各ワーキング・グループ及びタスクフォース等の会議も全てオンライン形式で実施されるといった制限がある中、審査会としてこれらの会議に参画し、IFIARの活動に積極的に貢献した。
- ・ IFIARのグローバル監査品質（GAQ）ワーキング・グループの電話会議（リスクコール）において、主な議題を「新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する監査リスク」として、リモート環境下における期末監査対応や不正リスク等について各国当局と議論・情報交換を行うなど、各ワーキング・グループ等において、新型コロナウイルス感染症に関連した内容について議論を行った。（関連：本編第5章1.（3）活動状況（P38））